

公 告

県営市野々地区土地改良事業計画（農業用排水施設）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、同法第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定により、意見のある者は、令和 7 年 3 月 25 日までに県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長へ、住所・氏名を記入した書面により、意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 25 日

岩手県知事 達増拓也

記

- 1 縦覧期間 令和 7 年 2 月 25 日から令和 7 年 3 月 25 日まで
- 2 縦覧場所 一関市役所農林部農政推進課
- 3 変更予定の土地改良事業計画の概要等 別紙のとおり
- 4 同法第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定による意見の宛先
一関市千厩町千厩字北方 85-2
県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長